

わたしたちの生活を支える税金

国民

健康保険税(国保税)のしくみ

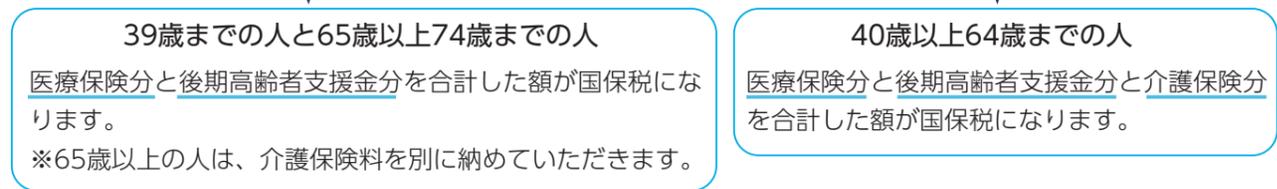
国民健康保険は相互扶助の精神に基づき、加入者の病気やけがなどに保険給付を行うことを目的とする制度です。その財源は、国保税と国からの補助金などで成り立っていますので、期限内の納付をお願いします。

納税通知書は、7月(1期)～翌年3月(9期)までの9回に分けて、口座振替または現金(金融機関やコンビニ・スマホ決済アプリなど)で納めていただきます。また、特別徴収(年金差し引き)の人は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期(回)に分けて、年金から差し引いて納めていただきます。

■ 問い合わせ 住民課住民税係 ☎64-8312

国保税額 = 所得割 + 均等割 + 平等割

納税する人は世帯主
世帯主が国保加入者である無しに関わらず、世帯員に国保加入者がいれば世帯主が納税義務者です。



区分		医療保険分 (医療費を払うために負担 いただいているもの)	後期高齢者支援金分 (後期高齢者医療制度支援をする ため負担いただいているもの)	介護保険分 (介護サービス費用として 負担いただいているもの)
税率 (額)	① 所得割 所得(課税所得額)に応じて計算します。 課税所得額…前年の総所得金額から 基礎控除(43万円)を差し引いた額	課税所得額 × 7.0% 計算例 2,170,000円 × 7.0% = 151,900円	課税所得額 × 2.4% 計算例 2,170,000円 × 2.4% = 52,080円	課税所得額 × 1.8% 計算例 2,170,000円 × 1.8% = 39,060円
	② 均等割 世帯員の国保加入者数に応じて計算します。 ※18歳以下の子どもに係る均等割相当額を 補助します。	1人あたり ※未就学児は 25,200円 12,600円 計算例 25,200円 × 3人 = 75,600円 12,600円 × 1人 = 12,600円	1人あたり ※未就学児は 8,000円 4,000円 計算例 8,000円 × 3人 = 24,000円 4,000円 × 1人 = 4,000円	1人あたり 8,400円 計算例 8,400円 × 1人 = 8,400円
	③ 平等割 1世帯当たりの金額	1世帯当たり 20,000円	1世帯当たり 7,400円	1世帯当たり 5,200円
	国保税額(①+②+③)	計260,100円(100円未満切り捨て)	計87,400円(100円未満切り捨て)	計52,600円(100円未満切り捨て)
限度額 (所得割・均等割・平等割の計算をした結果、限度額を超える場合、超えた部分は賦課されません。)		変更前 630,000円 変更後 650,000円	変更前 190,000円 変更後 200,000円	170,000円

【計算例】
甘楽さん(夫、妻、子ども2人)の場合

夫42歳 妻39歳 子13歳 子5歳
(給与所得) (所得0円) (未就学児)
260万円

総所得260万円の課税所得額は2,170,000円です。国保税額の計算は右のとおりです。
※未就学児に係る均等割は5割軽減されます。
この世帯の2人の子に係る均等割額49,800円は補助されます。

未就学児に係る均等割を軽減 ※

令和4年度から、未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)に係る均等割が5割軽減されます。すでに低所得者に対する軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割からさらに5割軽減されます。

新型コロナウイルス感染症に係る減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件を満たす人は令和4年度分の国保税のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限のものが減免となります。
詳しい内容は、7月15日号のおしらせ版や納税通知書に同封するチラシをご覧ください。

非自発的離職者軽減制度

お勤めされていた会社などをやむを得ず離職された人については、申告していただくことにより、当該年度を含む2年間軽減されます。
手続きに必要なものなど詳しくは、住民税係にお問い合わせください。

- 【軽減対象者】**
・失業時点で65歳未満の人で、「雇用保険受給資格者証」の離職理由欄のコード(2桁)が次のコードの人が対象です。
- 離職コード**
◇特定受給資格者◇ 「11」「12」「21」「22」「31」「32」
◇特定理由離職者◇ 「23」「33」「34」